

津波暨に牧春を以て最

ここに於てが積激したる組合員一同は、山口、小林等頭幹部の解雇と西谷君外四  
人の復職を迫つて同日直ちに罷書が敢行し、大崎労働會館に引上りて、組合員  
盟は加谷君を先頭にして、猛烈な切迫し運動を行ひ、彼女がら會社の人事係りの  
如く、我國労働組合運動未會社の珍現象を出現したのでもつた。かくて多少軟化  
するものもあつたが、九十名は遂に最近迄踏み止つて戦つたのである。  
かくする未、會社は正木虎藏代を代理とし、貴族院議員奥田憲造代、辯護士小川清  
夜氏を介して交渉を進めて来たが、條件とのはず、我國も物分と失つた。然る  
に漸く十一月廿一日、品川製作所署に於て、品川、大崎両署長立會の下に先記條件  
を以て解決するに至つた次第である。覽書署右者の他、同日出席委員は、労働者  
側に於いて西谷徳藏、野口元信、藤系、烏徳、空井鉄三郎、古屋富一の諸君である

品川製作所 争議解決様項

- 一、品川製作所職工争議事件ニ関シ先記ノ條件ニ依リ解決スルモノトス
  - 二、工場主ハ山口及小林両君ト雇傭関係無キ事ヲ声明スル事
  - 三、傷害及横暴的刑罰ヲ伴同僚者ニシテ有罪トナリタル者ハ罷免ヲ如選ラ孫ル事
  - 四、争議團ハ西谷外四君ノ解僱ヲ承認シ工場主ハ工場内規ニ依リ年當金ノ外一人  
ニ付金五百円ヲ解僱者ニ支給スル事
  - 五、今圓ノ争議解決ノ為メ工場主ヨリ包金五千円ヲ支給スル事
  - 六、今圓ノ争議問題ニ関スルコトニテハ今後絶対解僱者ヲ出サザル事
- 右覽書ニ通テ作成左自一通ヲ所持スルモノトス  
昭和四年十一月二十一日

品川製作所主 武鶴次郎  
 争議団代表 松岡 吉  
 立 會 人 奥田 憲造  
 同 小正 虎藏  
 同 川木 清俊

在覽書を立頂の精神は全社が組合員一同の  
 対在存在しないこととを言明したる不都合  
 しないこととある。尚の項に記す求たる  
 業組合員平均三十二円を合規し、二分円を以て一切の争議事件の全費を支拂ひ充たす  
 西谷君外四君の解雇手金は一人平均八百六十円ある以上、合社の支出したる総額は九  
 千三百二十円である。以上によつて本争議員一般の生活と争ひたのりあるか、然るに其の  
 入場式に於ける武所長の挨拶が、覽書第五項に於てあるものかあるものであつた。交渉の結果  
 左記の如く工場内に掲示することにした

掲示

先般來の争議は左の条項に依つて圓滿解決したる  
 今朝接得の組合員同遊之辭解云々の言多し、誠解の度あるに付之を取消し、覽書第五  
 項、主旨は十分尊重するものなり  
 昭和四年十一月廿六日

品川製作所を長 武鶴次郎

争議解決の終りにあつて本争議に甚大なる花振を賜りたる組合支部並に有志諸君に  
 対し深厚なる感謝の意を表し、今後我々も更に終同盟の旗を守つて進歩決心のあるから倍用の労働助をそと  
 現ある  
 (尚山口、小林等君十一月月初旬、業務上極限罪によつて極くより起訴されたと  
 を追記します)

昭和四年十一月二十七日

日本労働総同盟 東京鉄工組合大崎第一支部